

○ 義 援 金

青田 良介

■義援金の使途

義援金は災害が発生した際に、誰でも、いつでも、どこでも、金額に関係なく気軽に寄付できます。被災者の当面の生活を支えるため、人的被害、住家被害をベースに、生業被害、青少年支援等に用いられることが多いです。

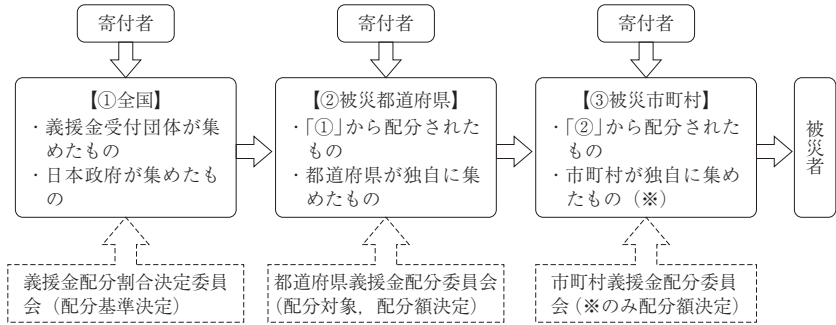
市民からの見舞金なので、公的支援と異なり、被災者の私有財産の回復にかかわるものにも配分できます。「住宅再建は自助努力が原則である」との国の見解のもと、足らずの分を義援金で補完する役割を担ってきたともいえます。とくに多額に達した時の義援金の効果は大きいものがあります。

■義援金の仕組み

その一方で、寄付したお金が、いつ、誰に、どういう形で届いたのか見えないとの声があります。図表1は義援金配分の仕組みをあらわしたものです。「①全国から集まったもの」、「②被災地の都道府県レベルで集まったもの」、「③被災地の市町村レベルで集まったもの」が被災者に届けられます。①では、通常、日本赤十字社、中央共同募金会、NHK、NHK 厚生文化事業団で義援金を受け付けます。東日本大震災では特別に政府（内閣府）も受け付けています。厚生労働省が事務局を担う「義援金配分割合決定委員会」にて、標準的な配分基準を定め都道府県に配分します。都道府県でも義援金配分委員会が設けられ、①に②を足して、配分基準をもとに実際の配分対象や配分額を決め、被災市町村に渡します。市町村ではこれらを被災者に配分するとともに、③については独自の配分委員会を設け配分します。図表3は東日本大震災における宮城県気仙沼市と岩手県釜石市の例を示したものです。宮城県では津波浸水区域における住家被害加算分があります（しかし、住家見舞金額自体は岩手の方が多）。市レベルでも配分策が違います。同じ災害でも被災市町村で異なるのがわかります。

また、実際の配分作業は決してたやすくはありません。義援金があいつ、どこまで増えるかわからないので、どの時点で、どの人を対象に配分するのか等判

図表 1 義援金配分の仕組み



図表 2 過去の災害による義援金の規模

災 害	(a)金額 (億円)	(b)全半壊 (焼) 世帯数	(c) 1 世帯平均配 分額 (万円)	(参考) 全壊の場合 の配分額 (万円)
①雲仙岳噴火災害	234	727	3219	450
②北海道南西沖地震 (奥尻島)	260	1,032	2519	400
③阪神・淡路大震災	1793	448,929	40	45
④新潟県中越地震	372	17,277	215	440
⑤能登半島地震	32	1,983	161	170

断がつきにくいです。巨大災害では被害の全容をつかむのにも時間を要します。そのうえで、人的被害では死者、行方不明者だけでなく重傷者を含めるのか、住家被害では、全壊、半壊、浸水等被害の程度をどこまでとするのか、生業被害や孤児、遺児等には配慮しないのか、そして、集まり具合を睨みながら配分を決めねばなりません。日赤では、配分にあたって「迅速性」「透明性」「公平性」に配慮するとしていますが、自治体レベルでは、公平性に最も気を使うようです。そうした事情ゆえ、義援金の配分に時間を要すると考えられます。

■義援金の格差

図表 2 は過去の災害における義援金の規模を示したものです。大まかには、「(a)集まった金額」を「(b)被災世帯数」で割ることで、「(c)被災世帯あたりの配分額」をつかむことができます。①雲仙普賢岳噴火災害では3219万円であるのに対し、③阪神・淡路大震災では40万円にしすぎません。③では①の7倍以上のお金が集まったものの、被災世帯数がそれ以上に大きかったからです。

「市民の自発的意思によって拠出された民間の寄付金」(日赤)であるが故に、そうした状況が発生することになります。

■多様化する寄付の仕方

義援金は、市民が寄付した「民」のお金を実質的には「官」が配分する「お任せ」の仕組みになっています。この点、用途が明確な「支援金」に寄付をする市民もいます。被災者のための事業に使われますが、直接お金を手渡すものではありません。ジャパン・プラットフォームでは、東日本大震災支援のため約72億円の支援金を(2015年5月末時点)、日本財団のROADプロジェクト東日本大震災支援基金では約90億円の支援金を集めました(2015年1月末時点)。被災自治体でも、義援金とは別に支援金を集めています。

ミュージックセキュリティ社による「セキュリティ被災地応援ファンド」では、インターネットを通して寄付したい事業者を選ぶことができます。一口が出資金5000円+応援金(寄付金)5000円+手数料500円で、出資による見返りより再建のため寄付する方が多いようです。事業所の状況がネットで見られ、報告会や現地説明会も設けられています。支援する側と受ける側の思いをつなぐ点に特色があります。2015年10月に総額11億円近くの支援金を集め、38の被災事業者のファンドがすべて完了しました。寄付の仕方が多様化しています。

■義援金を融通できないか

義援金は当該災害のためにすべて使い切ることから、集まった金額と被災者数によって格差が生じてきました。そこで、寄付者の承諾を前提に義援金の一部を将来の災害にまわすことはできないでしょうか。その結果、数%でも蓄財できれば、被災後即座に義援金を配分することができます。前の義援金から助けてもらった分、将来のために留保するという発想です。また、住宅被害見舞金で多額を支給できる場合には、残った額の一定割合を別の災害のために留保する、といったこともできれば、少しでも格差を減らすことにつながります。

寄付者の善意が少しでも役立つよう義援金のあり方を国民全体で議論する必要があるのではないかと思います。

